

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20200701	三重名鉄タクシー株式会社(法人番号9190001010582) 代表者水野潔	三重県松阪市末広町1丁目240番地1	松阪営業所	三重県松阪市末広町1丁目240番地1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項	令和2年1月8日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(2)事故の記録記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)日常点検未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	2	1
2 20200728	有限会社小林タクシー(法人番号4200002021986) 代表者小林明	岐阜県瑞浪市稲津町小里1049-7	本社営業所	岐阜県瑞浪市稲津町小里字神戸1049-7	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	道路運送法第9条の3第1項	令和2年1月23日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)	9	9
3 20200731	有限会社和栄タクシー(法人番号4190002011816) 代表者中村和晃	三重県志摩市志摩町和具1903番地1号	鵜方営業所	三重県志摩市阿児町神明才庭1828-1、1828-2	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和元年12月18日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)社会保険等未加入(道路運送法第30条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。